

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第2区分

【発行日】平成17年6月23日(2005.6.23)

【公表番号】特表2005-504635(P2005-504635A)

【公表日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-007

【出願番号】特願2002-565730(P2002-565730)

【国際特許分類第7版】

B 2 2 D 11/06

B 2 2 D 11/00

【F I】

B 2 2 D 11/06 3 3 0 B

B 2 2 D 11/06 3 7 0 B

B 2 2 D 11/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成15年9月5日(2003.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルミニウム合金の一組みの外側の層、及び

前記外側の層の間に位置決めされる前記アルミニウム合金の中央の層を含み、

前記外側の層及び前記中央の層は、一組みのロールの間における溶融したアルミニウム合金の組成物の連続鋳造によってストリップに生産されており、

前記溶融したアルミニウム合金は、初期濃度で共晶を形成する合金をつくる元素を含み、

前記中央の層における前記共晶を形成する合金をつくる元素の濃度は、各々の前記外側の層における前記共晶を形成する合金をつくる元素の濃度よりも少ない、アルミニウム合金のストリップ。

【請求項2】

前記中央の層における前記共晶を形成する合金をつくる元素の濃度は、各々の前記外側の層における前記共晶を形成する合金をつくる元素の濃度よりも約5乃至約20%少なく、

前記共晶を形成する合金をつくる元素は、Si、Fe、Ni、Zn、Mg、Cu、及びMnからなる群より選択される請求項1記載のストリップ。

【請求項3】

アルミニウム合金の一組みの外側の層、及び

前記外側の層の間に位置決めされると共に球形の樹枝状結晶を含む約20%乃至約30%の厚さのストリップを含む前記アルミニウム合金の中央の層を含み、

前記外側の層及び前記中央の層は、一組みの回転するロールへ送り出される前記アルミニウム合金の組成物の溶融物の連続鋳造によって、ストリップに生産されてある、アルミニウム合金のストリップ。